

## 中小企業の人材確保・育成支援に！

# 建設業の資格取得にかかる費用助成の募集を開始します

～**受検料及び講習受講料**を、1社**最大20万円**まで助成します！～

高齢化の進展や労働人口の減少等により、特に建設業において、経験や知識を有する人材の不足が深刻な経営問題となっています。

横浜市では中小建設業における高度で専門的な知識・経験を有する人材の確保・育成を支援し、経営力の強化につなげていくことを目的として、建設業に関する資格取得に伴う**受検料及び講習受講料の経費の一部を助成**します。

### 【募集内容】

**1 申請期間** 平成30年4月10日(火)から ※予算の上限に達した時点で終了

#### **2 助成対象**

(1)対象者：市内に本社を置く、建設業を営む中小企業

(2)対象経費：建設業に係る資格取得に要する受検料及び講習受講料 ※企業が費用負担したものに限りま

す。 <対象となる資格例> 建設機械施工技士/土木施工管理技士/建築施工管理技士/建築士など

※職業能力開発促進法に定められる「技能検定」は対象外です、応募時に、事前にご相談ください。

(3)受付対象試験・講習：助成金申請後に申込を行う、30年度中に実施される試験及び講習

※平成31年2月28日(木)までに実施報告書が提出できるものに限りま

す。 <対象期間が年度をまたがる場合の特例> ※裏面に事例を掲載しています。ご参照ください。

平成30年3月1日～3月31日に申し込んだもので、30年度に実施される試験・講習は、平成30年4月27日までに限り、申込後でも助成金申請することができます。(消印有効)

#### **3 助成率及び助成限度額**

助成対象経費の1/2以内、1社20万円まで

#### **4 応募方法**

申請書類を申込先に持参または郵送(簡易書留)ください。(事前にお電話にてご連絡ください。)

★詳細や申請書類等については、ホームページをご覧ください

⇒<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/jinzai/kensetugyojosei/201804101000.html>

#### **5 交付の流れ**

交付決定された場合、受検または講習受講後、速やかに実施報告書及び領収書等を提出いただき、助成金額を確定した後、助成金の交付となります。

### 【助成金に関するお問合せ・お申込み先】

横浜市経済局経営・創業支援課 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 (関内中央ビル5階)

TEL:045-671-3492 FAX:045-664-4867 E-mail:[ke-keiei@city.yokohama.jp](mailto:ke-keiei@city.yokohama.jp)

お問合せ先

経済局経営・創業支援課長

手塚 清久

Tel 045-671-2575

## 【試験・講習の対象期間が年度をまたがる場合の特例について】

受付対象となる試験・講習は、助成金申請後に申込を行う、30 年度中に実施される試験及び講習ですが、対象期間が年度をまたがる場合の特例として平成 30 年3月 1 日～3月 31 日に申し込んだもので、30 年度に実施される試験・講習は、平成 30 年4月 27 日までに限り、申込後でも助成金申請することができます。(消印有効)

### <対象可否の考え方>

可否	例
○	平成 30 年3月1日に申込を行い、3月 28 日から開始する土木施工管理技士直前講習で、平成 30 年5月 20 日に終わるもの  ※試験・受講が <u>平成 30 年度内(本年度内)</u> に終了する場合は、 <u>対象</u> となります。
×	平成 30 年3月1日に申込を行い、3月 10 日から開始する土木施工管理技士直前講習で、平成 30 年 <u>3月 31 日</u> に終わるもの（実施が 29 年度中）  ※試験・受講が <u>平成 29 年度内(過年度内)</u> に終了する場合は、 <u>対象外</u> です。
×	平成 30 年 <u>2月1日</u> に申込を行い、3月 10 日から開始する土木施工管理技士直前講習で、平成 30 年5月 20 日に終わるもの（申込が3月以前）  ※ <u>平成 30 年3月以前に申し込んだ</u> 場合は、 <u>対象外</u> です。